

# 落語録音資料と速記本

## ——五代目笑福亭松鶴の仮定表現の用法から——

矢 島 正 浩

### 1. はじめに

#### 1.1. 昭和初期大阪落語の資料価値

国語の歴史は、多くは文献に残された文字言語から推測する方法によって、その実態が明らかにされてきた。文字によらない言語資料の一つである音声の録音資料などはたかだか1900年頃までしかさかのほることができず<sup>(1)</sup>、それ以前の研究は文字言語に頼らざるを得ないのが実情といえる。

文字言語はその時代のいわゆる標準語に即した表現によって記されることが多く、江戸時代の中期（宝暦年間頃）までは主として関西・上方の言語によって、それ以降は関東・江戸（東京）の言語によって記されることが基本となる。言語研究もそれに対応する形で、古代から近世中期ごろまでは上方語について、それ以降は江戸（東京）語についてそれぞれ偏ってなされる傾向がある。資料的な制約から止むを得ないとはいえ、歴史を一続きのものとして検討し、理解しようとする場合にはいささか問題があるといえよう。

古代からの歴史的研究の主たる対象であり続けた上方語は、言うまでもなく現在も直接には関西語として受け継がれている。近世中期以前の状況が、最終的にどのように今日に継承されてきているのかを知るためにには、まず関西語を対象とする必要がある。

ただし、近年はテレビをはじめとするメディアの発達により、急速に東京語化が進行し、ことばの純粋な意味での変遷は捉えにくい状況となっている。昭和初期はそういうメディアの洗礼を本格的に受ける直前の、いわば言語の歴史の自然な推移が観察できる最後の時代ともいいうことができる<sup>(2)</sup>。まだテレビ放送が開始されておらず、ラジオ放送（1928（昭和3）年全国放送の開始）の影響力も甚大なものとなる前の段階にある。同時に、今ここで検討対象とする落語のレコード化が積極的に行われた時期でもあり、幸いにもそれらを音声言語の初期の資料として用いることができる。落語レコードの歴史については清水（1982, 1988）に詳しい整理があり、1903年以降のS P盤レコードの初期の落語の歴史が明らかにされた。そこでなされた言語使用の実態研究によって、特に二十世紀初頭の東京語資料としての利用価値の高さが明確にされたといえる。大阪落語についても、金沢（1998）などによって精力的な調査がなされ、資料的価値の確認とともに言語の使用状況についても次第に明らかにされつつある段階である。

## 1.2. 五代目笑福亭松鶴を対象とすること

本稿では五代目笑福亭松鶴の落語を取り上げる<sup>(3)</sup>。この時代に活躍する落語家は他にも数多いる中で松鶴を対象とするのは、次の二つの理由による。

- a) 松鶴が明治17年の大阪生まれ、大阪育ちであり、近代大阪語の観察対象者として適していること。
- b) 松鶴自身の語りによるS Pレコードが現存するとともに、雑誌『上方はなし』の刊行によって笑福亭松鶴と署名の入った速記本が数多く残されていること。同一の演目による落語を、音声による語りと速記本における文字資料の両方で残している点で、資料を検討する上で大変恵まれた条件を備える噺家であること。

五代目松鶴は、当時、万歳（のち漫才）に押されて下降期にあった落語を再興し保存することに力を注いだ活動家として著名である。S Pレコードに落語を多く吹き込んだり、積極的に独演会を開いたりする一方で、雑誌『上方はなし』（1936～1940年、全49集）を刊行した。その主たる活動期に当たる昭和10年代前後は、そろそろラジオ放送等によって音声としての標準語が身近な存在となりつつあった時代である。落語は話芸であり、古い形を継承する面があることも確かであるが、生粋の大坂人によって育まれ、生命力をもつたことばが用いられている。上方言語が、標準語化の波によって甚大な影響を被る前の姿を、あるいはその影響を被りつつあったとしても、なお色濃くそれまでの歴史を脈々と伝える姿を残すものとして、格好の言語資料を提供してくれるものと考える。

## 1.3. 本稿で検討しようとしていること

本稿では落語という同一素材を通じて、文字言語と音声言語という異なった二つの言語体系の相違について考えてみる。音声で語る言語は、「言語記号の線条性」が基本的に保たれるのに対し、文字言語は、表現するに際しても受容するにおいても、考えたり吟味したりする時間を、言語者にとって必要なだけ確保することができる。両者の質的な隔たりは、ふだん我々が意識する以上に広い可能性がある。しかしその一方で、落語という語りは、その場限りに反芻の間を持たずに作り出される日常会話とは違う「話芸」であるという面も持ち合せる。かつまた「速記」は、その名が示すとおりであるとすれば、語りをそのまま直写することを前提とする行為である。果たして実際に語られる落語と、読み物としてある速記資料の落語とはどれ程の共通性を有するのか、そこにある相違はどの程度であり、その違いは言語研究の上でどのような意味を持つのであろうか<sup>(4)</sup>。

それらの検討によって、落語について、その言語資料としての価値を見定めることができるとともに、一定の口語性が保証された、異質の二種類の資料調査により、実際の昭和初期大阪語の特徴についても、一面的ではない、奥行きをもった情報を提供することができるとみる。

なお、資料の特徴を把握するに当たっては、仮定表現を指標として用いることとする。

- ・「(担当が) お前なら大丈夫だ」→「お前やつたら大丈夫や」

仮定表現では、近・現代大阪語において、タラが次第に中心形式となる推移があり、その点で資料に写される言語の「口語らしさ」を検証しやすい<sup>(5)</sup>。また言語の表現スタイルは、直接的には文末の形式によって印象付けられるところがあるが、それらと比べて意識に上りにくい従属節を取り上げることで、表現者の意図的でない部分についての観察が可能となるメリットもあると考える。

## 2. 検討対象とした資料

### 2.1. 調査資料

検討に用いる資料の選定には、五代目笑福亭松鶴による S P レコードの吹込みと速記本とが、同一の演目によって残されていることを条件とした。その条件に合致するものから、「天王寺詣り」「船弁慶」「くしゃみ講和」を取り上げる。それぞれのテキストは次による。

#### ○S P レコード

- ・「天王寺詣り」タイヘイ・昭和13年発売 (収録時間19:16) : ①
  - ・「船弁慶」キャニオン落語大全集・昭和初期 (発売年不明)  
(収録時間13:35) : ②
  - ・「くしゃみ講和」ダイヤモンド・昭和10年発売 (収録時間12:51) : ①
- …以上、①はCD-ROM「古今東西嘶家紳士録」、②は「ご存じ古今東西嘶家紳士録」(いずれも株式会社APPカンパニー)の再録音源を使用。

#### ○速記本(雑誌『上方はなし』より)

- ・「天王寺詣り」「上方はなし」第十一集 昭和12年3月発行
- ・「船弁慶」「上方はなし」第二十六集 昭和13年6月発行
- ・「くしゃみ講和」「上方はなし」第四十五集 昭和15年4月発行

S P レコードについては、筆者の責任において一度文字に起こしたもの用いる方法とする。

### 2.2. 資料の扱い方について

実際に演じられる際の録音資料と速記本の関係について、具体的に本文に即して簡単に見ておく。次に見るよう、たとえその内容が一致する箇所でも、表現が完全に対応関係にあるものはほとんどなく、細かく見ると少しずつ異なる表現を用いる場合が多い。その対応の度合いには濃淡があり、それぞれ渾然となっているのが実情である。「天王寺詣り」の冒頭部分を用いて示してみる。

## A) 録音資料：S P レコードより (6)

(傍白) エー 一席おしゃべりをさしてもらいます。

甚兵衛「さあ、アーコっち入んなはれ。えろうにこにこ笑ろてるがどうした」

喜 六「あんたは珍しいもんがすっきやいーなはるで、一遍珍しいもん見せまひよ  
か」

(中 略)

甚兵衛「何じゃ、お前が言うてるヒ、イタチのようなな」

喜 六「ちゃつとも違いまへんねん。あてもイタチやばっかり思てん。あんまり出  
入りしよるで、下駄で蹴ったろ思て、蹴りかざすなり、隣りの藤助はんが入  
ってきて・・・」

## B) 速記本：雑誌『上方はなし』より

(傍白) エエ、一席伺いますは、天王寺詣りの、お嘶でござります。

喜 六「今日は」

甚兵衛「コレ喜さんえろうにこにこ笑うているが、どうしたんや」

喜 六「貴郎珍らしい物が好きだすが、珍らしい物見せまヒヨか」

(中 略)

甚兵衛「ナンや、お前が言うてるのは、馳みたいナア」

喜 六「ヘエ、ちょっとも違えしまへん、私いも馳やとばっかり、思うてました、  
余り出たり這いつたりするもんやさかいに、下駄で蹴ってやろと蹴りかけたら、  
隣りの藤助はんが這入って来て・・・」

内容が重なる場合でも、上記のごとく、表現は微妙に異なる。上記の引用中に仮定表現がA) B) 両資料にそれぞれ一例ずつ含まれるが、そのどちらも、もう一方の資料中では対応する表現箇所に仮定表現を用いていない(下線部参照)。このように対応が確認できない場合がかなりあり、すべてにおいて仮定表現同士が対応しているわけではない。

それでも上記の範囲は内容が重なっているため、表現の対応関係は一応認められるのであるが、話の展開さえ異なっていて一方にしか存しない表現箇所もある。例えば、「船弁慶」は、S P レコードの録音資料では喜六と清八が舟遊びに行く途上の街頭でのやり取りで終わるが、速記本はそれに続く大川の大散財の様子や、そこにお松が乗り込んでいって展開する修羅場まで描かれてサゲとなっている。つまり、その速記本の記述箇所は、録音資料ではそっくり対応が欠落するわけである。

それほど極端ではなくても、速記本にはある内容が、録音資料では細かい展開が省略されたり変更されてたりするところは多数見られる(7)。清水(1984)に、1900年前後東京落語の速記本と録音資料の比較検討を行いながら「当時のレコードの場合は、

極々限られた時間内に、ともかく、話をまとめねばならなかったので、おそらく平素とはかなり異なる刈り込みをした演出をしなければならなかつたろう」の見方が示される。当時のレコードの録音上の制約という事情において理解すべきことのようである。

このような状況を踏まえながら、ここで行う検討においては、逐語比較を狙いとするのではなく、同様の展開を持つ同一の素材について、同じ笑福亭松鶴によって描かれるものであることに意義を認めていくものである。このような条件設定において、以下、音声の場合と文字の場合とで同一素材がどのような質的相違をもって描写されるのかについて検討していくこととする。

### 2.3. 速記本の成り立ちとその過程に関わって特に本稿が問題とする点

落語の速記本については、その成り立ちに際して、通常、次のような過程を経るものであるとされる（田島1998：25）。

①演述→②速記→③反訳（反文）→④文章装飾→⑤組版→⑥出版

『上方はなし』収載の落語は、その筆記法を同誌中で「速記」と位置付け（第二十三集編集後記など）、実際に速記本として扱われる（三田1972等）のであるが、上記①～⑥のような過程を必ずしもたどらなかつた可能性がある点で、やや特殊である。すなわち、演述者であるはずの松鶴自身が筆記したケースもあるという記述（『上方はなし』第三十三・三十六集の編集後記など）からも推測されるように、②が、演述をその場で速記記号によって書き取っていくような方法によるものではなかつたであろう点である<sup>(8)</sup>。

そうであるとすると、『上方はなし』における速記本は、口演という一回性の音声を逐語的に直写して成るのではなく、読み物としての完成度を念頭におく校正を一定程度は施された蓋然性が高い。前提はあくまでも演述（音声言語）だとしても、書記言語としての特性が織り込まれる可能性が十分にあったということである。

その点を確認した上で、本稿では、演述に対して、上記②～④に当たる文字に起こす作業に際して実際にどのような手が加わったかということについて、仮定表現の使用法を観察することによって推測する材料を提供してみたい。

## 3. 音声資料対文字資料における仮定表現の使用概況

五代目松鶴において、音声資料と文字資料とでどのような差があるかを、まずは概括的に用例数を集約することで見てみることとする。なお、仮定表現の観察に当たっては、条件句の性質によって大きく二分してみていく必要がある。

### ○条件句の構成法からみた条件表現の二分

- ・非活用型条件句：条件句で体言及び体言に準ずるもの（助詞等、活用しない表現のすべて）を断定の助動詞系の表現で受け、その上で接続助詞で受けるもの。

例、車に乗るの〔だったら／なら〕飲むな。

車〔だったら／なら〕飲むな。

・活用型条件句：条件句で活用語を接続助詞（ト・バ・タラ・ナラ類）で受けるもの。

例、車に乗るなら飲むな。

活用語を受けるか体言類を受けるかの区別は、いわば断定の助動詞を要するかどうかの区別を施すという意味である。条件表現の交代を扱う際には、この区別による両者で問題の質が異なることがあるために必要な手続きである。

調査対象とした五代目笑福亭松鶴の諸資料中の仮定表現を、条件句の形式別にみると次のとおりであった。

表1 松鶴落語における仮定表現の使用状況

条件句	資料	用例数					使用率(%)					総計			
		φ	断定 タラ	断定 ト	ナラ	ナレ バ	他	φ	断定 タラ	断定 ト	ナラ	ナレ バ			
非活用型	音声資料	13	1	18	1			33	0	39.4	3.0	54.5	3.0	0	100
	文字資料	6	1	39				46	0	13.0	2.2	84.8	0	0	100
	(計)	19	2	57	1			79	0	24.1	2.5	72.2	1.3	0	100
活用型	資料	φ	タラ	ト	ナラ	バ	他	総計	φ	タラ	ト	ナラ	バ	他	総計
	音声資料	2	73	24	2	17	2	120	1.7	60.8	20.0	1.7	14.2	1.7	100
	文字資料	1	95	45	1	17	2	161	0.6	59.0	28.0	0.6	10.6	1.2	100
	(計)	3	168	69	3	34	4	281	1.1	59.8	24.6	1.1	12.1	1.4	100

表の結果から特に次の点が注意される（表中、網掛け参照）。

- ・非活用型条件句では、音声資料で断定タラが多く、その分ナラが少ないのでに対し、文字資料では逆に断定タラが少なくナラが多い。
- ・活用型では文字資料でトが多用される。タラの使用率については、音声・文字の両資料で大差ない。

非活用型条件句の状況は、新しい表現形である断定タラの用いられ方から考え、音声資料に対して文字資料の方が「非口語性」が強く、「規範的」「保守的」傾向が表れているといえる。一方、活用型条件句の方の使用状況に関わっては必ずもこの段階では明らかなことは言えない。

以下、上記の傾向が意味するところについて、更に詳しく検討することとする。

#### 4. 非活用型条件句について—前接語別に見た使用傾向から—

まず、非活用型条件句について見ていく。非活用型条件句では、この調査範囲では断定ト・ナレバはわずかに3例見られるだけで、他はすべて断定タラとナラである。そこでここでは断定タラ及びナラの関係に限定して検討を行っていくこととする。

##### 4.1. 矢島（2006）の指摘から

矢島（2006）では、非活用型条件句における断定タラの進出を検討した。その際に捉

えた断定タラの進出条件を端的に言えば、「話者が主体的に設定を行う」意味を強く持つ条件句においてほど用いられやすいということであった。

そしてそれは、条件句を構成する述語形式の別に断定タラがどの程度進出しているのかということと深い関わりを示した。その際の調査結果の一部をここに引用しておく。なお調査対象とした資料のジャンル及び成立期は次のとおりである（カッコ内は調査に用いた作品・資料数を示す）。具体的な資料名や使用テキストについては矢島（2006）を参照されたい。

資料①近世中期資料：淨瑠璃（30）・歌舞伎台帳（1）・歌舞伎狂言本（3）・嘶本（6）  
(18世紀初頭)

資料②洒落本：近世上方洒落本（13）（18世紀後半～19世紀前半）

資料③滑稽本：「穴探し心の内外」（1）（幕末前後）

資料④明治期落語速記本（19）（1890年代）

資料⑤明治大正期落語録音（文字化）資料（29）（1903～1925年）

資料⑥昭和初期落語ラジオ録音（文字化）資料（11）（1950年頃）

資料⑦昭和期談話資料（4）（1953～1983年録音）

以下にその範囲内で使用された非活用型条件句について、その述語を構成する語（つまり、接続助辞<sup>(9)</sup>が受ける語。本論では「前接語」と称する）別に用例数を示す。前接語としては、特に意味のある「て」「の」「指示代名詞」以外の体言類を受けるものはすべて「体言」と一括した（「(他)」は文や句を受けるものである）。資料は、資料①から⑦の順で成立が新しくなるように並べている。

表2 非活用型条件句の述語構成語別使用状況（矢島2006より）

前接語	接続助辞	①近世中期資料	②洒落本	③滑稽本	④明治期落語	⑤明治大正期落語	⑥昭和初期落語	⑦昭和期談話
て	断定タラ		3	1	10	5	1	
	ナラ	1	1					
の	断定タラ				1	4	13	
	ナラ		1	2	10		5	
〔体言〕	断定タラ				5	17	19	15
	ナラ	178	37	14	40	7	40	1
指示代名詞	断定タラ				1	3		1
	ナラ	130	75	19	43	5	6	14
(他)	断定タラ							1
	ナラ	13	1	1		1		

表中、当該の前接語を受ける場合に、その資料において断定タラが優勢であれば網掛けを、ナラが優勢であれば黒枠をそれぞれ施した。

網掛け部分が早く現れる順に、すなわち断定タラの進出が早い順に示せば次のとおりである。

## て &gt; の (&gt;) [体言] &gt; 指示代名詞

この進出順と「話者の主体的設定」というタラの進出条件との関係を簡単に説明する。

断定の助動詞を下接する「て」の表現はテイラル類の省略形を語源にもつ待遇表現とされ(10)、その成立の事情から、本来であれば活用型条件句によって表されるはずの「完了性仮定」と同内容の表現をなし得る形式である。

・もし千さんが来てじやあつたら。知らしてもろうておくれや(洒落本・北川鷗殻)

「もし、千さんがお出でだったら、そのときは～」と、話者自らが、ある動作や変化が未来時において完成することを「設定」する内容をもつ。この、いわば「完了性仮定」の表現内容をもつ同形式例には古くから断定タラが進出し、ナラは江戸時代後期以降用いられていない(11)。

一方、時代を通じてナラを強く維持するのが「指示代名詞」を受ける例である。

・(相手の「放っとけそんなんもの。猫が片付けよるわい」を受けて)そんならそう  
しまひよか (昭和初期落語・二代目桂春團治)

条件句で受ける表現が「指示代名詞」であるということは、文脈にて先行する事情を指示したものを受けていることであり、話者が初めて話題とするような内容をもつものは受けない。条件句で受ける事情は、その条件句の発話時においては「前提」とされるものであることが基本である。タラの進出条件である「話者の主体的設定」とは対極をなす性質である。その「指示代名詞」を受ける条件句で、ナラがいつまでも根強く用いられる事実があったということである。

「て」及び「指示代名詞」を受ける場合をそれぞれ両極として、「の」や「[体言]」を受ける場合がその間に配置する。「[体言]」の例から、ナラ及び断定タラの表現を一例ずつ示す。

・(先行して「手々噛むいわしや」とある説明を受けて)手噛むような新しい鰯を  
ら買おうと思て (昭和初期落語・二代目桂春團治)  
・私が過般若且那さまに御異見を申したなればこそ・・・平日だつたら拳骨の二つ  
も撲れて居のぢや (明治期落語・短氣息子)

前者のように、先行事実を繰り返すだけの「前提」内容を受ける場合には昭和期に入ってもナラを用いる傾向が強く、逆に後者のように事実と異なる事態を話者がわざわざ「想定」する内容を受ける場合には、明治の比較的早い段階でも断定タラで受けている。

以上のように、「話者が主体的に設定を行う」意味合いの持ちやすさは、条件句の述語を構成する語によって傾向差があり、その意味合いを持ちやすい「て」で断定タラが先行し、「指示代名詞」では遅れるというような、表2に示す状況を生んでいたと理解されるのである。

#### 4.2. 松鶴落語の状況と時間軸への位置づけ

4.1.と同様の観点で、松鶴落語の使用状況を整理すると次のとおりである。

表3 松鶴落語における構成語別使用状況

前接語	接続助辞	音声資料	文字資料
て	断定タラ	4	3
	断定タラ	2	2
	ナラ		4
[体言]	断定タラ	5	
	ナラ	4	9
指示代名詞	断定タラ	2	
	ナラ	14	26
(他)	断定タラ		1

音声資料及び文字資料のいずれにおいても、まず大雑把に言って、ナラに対する断定タラの勢力が大きい順に前接語を並べると、おおよそ次の順で共通している。

て > の > [体言] > 指示代名詞

このさまは、いわば松鶴落語という共時的な言語体系における勢力関係の観察から得られたものであるが、矢島（2006）で見た断定タラの進出順と完全に重なる点が注意される。

もう一つ注意すべき点がある。断定タラへの交代が既に完了した「て」を除いて、これらの順は、各前接語のいずれにおいても、音声資料の方が文字資料に比べて少しずつ断定タラの進出が進んだ状況にあることである。

この点を、表2で見た他の資料の状況とも照らしつつ、歴史的な軸において位置づけ直してみると次のようになろう。

- ・松鶴の音声資料は、「の」に断定タラが多く、[体言]で断定タラとナラが拮抗する。この点で、表2に示す資料⑤及び⑥のあたりの状況と似通っている。
- ・松鶴の文字資料では、「の」「体言」がほぼナラに偏る。この点は、表2に示す資料④あたりの状況と似通っている。

このように整理してみると、松鶴の音声資料と文字資料とは歴史的な前後関係で、すなわち音声資料に比べて文字資料の方が一段階古い言語が用いられているという解釈を導くことができる。しかもそれは、前接語の別という形式面から用法を分析する限りにおいては、すべての領域にわたって同程度に一段階前を示すという規則的なものであったのである。

ところで、矢島（2006）で調査に用いた資料も、実は④は速記本で、⑤⑥は録音文字化資料であった。この点を重視すると、このあたりの解釈は慎重を要することになる。すなわち、資料④と資料⑤⑥の差は、時代差を映しているのではなく、明治から昭和初期の落語資料において共通して存在した録音資料（実際の語り）と速記本の実態の差を示しているのかもしれないということである。そうであるとすると、松鶴落語に見る音

声資料対文字資料の差も、近代大阪落語にあった録音資料対速記本の質的相違を示す一例として位置付けられることになる。

この点については、更なる調査を踏まえた検討が必要である。今は、松鶴落語の音声資料と文字資料に質的な差があり、それは文字資料の方が変化の一端階前の状況を示す内容をもつものであったという事実関係のみを押さえておきたい。

## 5. 活用型条件句についてトの使用頻度差に着目してー

先の表1で見たように、活用型条件句について顕著であったのは、文字資料でトが多いということである。以下、この点に注目して、文字資料と音声資料の差について考えてみる。

### 5.1. トの用法整理

#### 5.1.1. 検討対象の限定ー〔一般性〕をもった表現への注目ー

トがなぜ文字資料で多用されるのかを考えるに当たり、最初に、検討対象を仮定表現のうちでもトの条件句に特徴的な用法部分に特定しておきたい。

かつて筆者は、矢島（2004 a, b, 2005）において、条件表現を以下の観点で区分することによって、各接続助辞の勢力関係の推移が捉えやすくなることを述べた。

#### ○主節（帰結句）の表現レベルからみた条件表現の二分

一般性：主節の表現レベルが否定の対象となり得るもの。主節は特定の時空間が想定されない考え方や事実を表現する。

例、（喜六）可愛いときかてあるやないかいな言いよるとな、段れんもんやで  
(録音資料・船弁慶)

個別性：主節の表現レベルが否定の対象となり得ないもの。主節は表現時の表現者個人の捉え方や態度を表現する。

例、（傍白）唐辛の粉を火鉢へ燻べますとその煙が鼻の先へモヤモヤと来ました  
ので  
(速記本・くしゃみ講釈・672・上1)

いわば条件表現の主節（帰結句）において、話者が表現時にどう見えるかを直接表現するもの（=〔個別性〕）と、そういったものが現れず、「いつ」、「どこで」などが問題にならないことを表現するもの（=〔一般性〕）を区別する方法である。この区別を用いることによって、条件表現に起きた歴史的変遷の様相が捉えやすくなることを論じたのであった。

ところで、矢島（2004a）において、近世末期までのトの使用をみた場合、〔一般性〕を有する表現で用いられることが多いことを指摘した。この観点で本稿の調査範囲のトを検証してもやはり同様の結果が得られる。

表4 〔一般性〕と〔個別性〕の弁別

資料	表現レベル	φ	タラ	ト	ナラ	バ	他	総計
音声資料	一般性	2	42	23	2	12	1	82
	個別性		31	1		5	1	38
文字資料	一般性	1	51	43	1	15	1	112
	個別性		44	2		2	1	49

調査範囲中の活用型条件句で用いられるト69例中66例が〔一般性〕の表現で用いられ、〔個別性〕のものはわずか3例（音声資料1、文字資料2）のみである。〔一般性〕を帶びた条件表現に検討対象を限定することで、トの用法に注目して資料性を考えるに当たり、効率的な調査が可能となる。そこで、〔個別性〕の表現領域を対象から外し、以下、〔一般性〕の表現に限定してこの問題を考えていいくこととする。

#### 5.1.2. 〔知識系〕と〔判断系〕の区別

表現選択に吟味の余裕を持ち得る文字資料では、他の形式との違いを意識しやすいトの中心的用法部分と、それ以外の用法部分とで、その使用状況に差を生じる可能性がある。そこで、次にこれまでに先学によって明らかにされてきたトの特徴を手がかりに、用法を細分化してみる。

条件句をトで受ける場合の仮定表現の特徴としては、次のような指摘がある。

- ・「ト形式の文の中心的用法は、非現実の事態ではなく、現実に観察された事態を表現するものである」（益岡1993：14）
- ・「トの最も基本的な用法は現に存在する事態間の関係の認定であり（略）」（鈴木1994：86）
- ・「ト形式はとくに話し手が事実として認識している立場での（二つの異なる事態間の）依存関係を定立させる機能を担うところに特徴が見られる」（田中2004：43 カッコ内は同論中の先行記述表現から稿者が補う。田中1994：62からは、一部表現が改められている。）

これらより、トの典型的な用法として、話者の外側の現実としてある事態に目を向けた表現を構成することをあげることができる。その性質のため、次のように既存の知識とは関わりなく、特定の事態についてその場での話者の当為判断や意志が問われるような表現ではトは用いることができない。

- ・荷物が〔〇着いたら／＊着くと〕連絡すべきだ／連絡しよう

その上でトの例を見ると、基本的には話者の外側にある事態を問題としながらも、更に条件句と帰結句の結び付け自体が、すでに事態として話者の外側の現実としてあるものと、その結び付けにおいては話者個人の判断が関与するものとで、二種類あることがわかる。つまり、次のAに示すような、条件句に対して得られる帰結句が話し手の経験に基づく知識<sup>(12)</sup>としてある内容をもつものと、Bに示すような、その場の話者の何らかの判断が加わっているものとである。

## A [知識系]

(男1) わい、せくと、ものが言えんねん。 (録音資料・くしゃみ講釈)

(甚兵衛) 石を持ってたたくとほんほんと唐金のようなおとがする。

(速記本・天王寺詣り196・上2)

## B [判断系] (A [知識系] 以外のすべて)

(清八) お前とこのおやっさんが行かんとな、この話おさまらんよってに  
(録音資料・船弁慶)

(甚兵衛) 三度回すと手を洗うたも同前や (速記本・天王寺詣り196・下13)

両者の違いは、例えば「～と考える」という話者の思考を表すことばが、[知識系]は共起し得ないのでに対し、[判断系]は可能であるというようなことに明確に現れる。

以上のようにトの用法を二分してみると、松鶴の音声資料と文字資料の相違について、いろいろと予想を立てることができる。例えば次のごとくである。

〈予想〉より中心的な用法であることが想定される[知識系]では、トの使用は音声資料と文字資料の違いに左右されにくいために対し、[判断系]では、話しことば性の強い音声資料ではタラに押される分、トが減り、相対的に文字資料ではトが多くなる。

以下、実際はどうであったのかを検証していくとする。

## 5.2. トの用法別使用状況からみる音声資料と文字資料

5.1.に見た弁別にしたがって、活用型条件句で用いられる各接続助詞別に〔一般性〕ありの表現例を分析すると次のようになる。

表5 活用型条件句の[知識系]と[判断系]の区別

資料	系別	用例数						占有率(%)							
		φ	タラ	ト	ナラ	バ	他	総計	φ	タラ	ト	ナラ	バ	他	総計
音声資料	知識系		20	17	6			43	0	46.5	39.5	0	14.0	0	100
	判断系	2	22	6	2	6	1	39	5.1	56.4	15.4	5.1	15.4	2.6	100
	(計)	2	42	23	2	12	1	82	2.4	51.2	28.0	2.4	14.6	1.2	100
文字資料	知識系		20	33	6			59	0	33.9	55.9	0	10.2	0	100
	判断系	1	31	10	1	9	1	53	1.9	58.5	18.9	1.9	17.0	1.9	100
	(計)	1	51	43	1	15	1	112	0.9	45.5	38.4	0.9	13.4	0.9	100

用例の多いタラとの比較で、トの使用特徴をみる。タラは[知識系]に比べて[判断系]の使用割合の方が音声資料では少々、特に文字資料においてはかなり多い。対照的にトは両資料において[知識系]の方が[判断系]に比べて三倍程度、用いられる。トの例の多くを占める用法として[知識系]があることが、まずは確認される(13)。

次に、音声資料と文字資料との相違についてである。[知識系]の表現に限ってみると、音声資料ではタラとトが拮抗するのに対し、文字資料ではトの方が圧倒的に多い。

一方の〔判断系〕では、トに比べてタラの使用が三倍強という点で、音声資料、文字資料とともに大差ない。

のことから、先に立てた〈予想〉には修正が必要であることがわかる。見通したこととほぼ逆の実態、すなわち、文字資料では、トを、その用法の多くを占める〔知識系〕の表現で多用する傾向を見せる。別の言い方をすれば、音声資料でトではなくタラを選ぶ傾向は、〔知識系〕の表現で強く見られたということである。

トは、話者の思考を通じて得られる呼応関係においてではなく、現実世界に既にある前件と後件の継起関係において用いるという認識が、速記本という、表現を選択するに際して吟味を巡らす余裕のある文体において、より高い頻度で反映している。この現状は、トに対して、「書きことば」としての用法意識が〔知識系〕の表現において顕在化しやすかったことを意味する。

なお、先に示した〈予想〉との関係を見ておく。

まず、〈予想〉ではトの用法としては〔知識系〕が中心的な位置を占めるため音声資料と文字資料の違いに左右されにくいと考えたのであった。これがそうではなく、文字資料にて表現を選択する過程で規範に照らす結果、トが選択されて量を増やしていたものであるすると、逆にいえば、実際の口語ではこの〔知識系〕の表現では既に相当にタラが進出していたことを推測させる。

〈予想〉で見通したもう一点、「〔判断系〕では、話しことば性の強い音声資料ではタラに押される分、トが減り、相対的に文字資料ではトが多くなる」についても、逆に、〔判断系〕では両資料の違いによる差があまり出なかつたのであった。このことは、〔判断系〕の表現では口語の世界においてさえ、トが固定的に用いられてタラが進出しにくい領域があったことを想像させる。実際、例えば、先のB〔判断系〕の説明例としてあげた第一例「おやっさんが行かんとな、この話おさまらん」のような、否定の助動詞を述語とする条件句は、調査範囲内でトを取るものが7例（音声資料3例、文字資料4例）あるのに対し、タラを取るものは1例もない。こういった事実により、〔判断系〕の表現は、トが固定的に使用される領域が〔知識系〕に比べて広かつた可能性が高いと見てよいであろう（14）。

このようにみてくると、その後の関西語におけるタラの更なる一般化は、トとの関係において言えば、まずは〔知識系〕の表現において進行しやすかったのかどうかが検討のポイントになるようである。このことについては、もう一つの接続助詞バとの関係も含せて、今後検討する際の注意点としておきたい。

## 6. 仮定表現の用法から見た五代目松鶴落語の資料性

以上、音声資料と文字資料の違いを五代目笑福亭松鶴の落語を例に見てきた。速記本という、実際の音声が限りなく本来の形で再現されていることが想定される文体も、詳細に見ると質的な相違を有するものであることが明らかになった。具体的な指摘を繰り

返すと次のとおりである。

1) 非活用型条件句のナラ対断定タラの使用から

- ・音声資料に比べて文字資料の方が一段階前の言語を使用している実態がある。なおこのことは、録音資料と速記本の使用言語の質的な相違として、近代大阪落語に普遍的に存在していたものだった可能性もある。

2) 活用型条件句のトの用法の検討から

- ・トは〔一般性〕の表現に大きく偏って用いられる。その〔一般性〕の表現例を〔知識系〕と〔判断系〕で分けた場合、トは〔知識系〕の表現を担う傾向が、とりわけ文字資料において明瞭に表れた。これについては、トに対する書きことばとしての用法意識の所在を示していると考えられる。

なお、2)に加えるとすれば、一方の〔判断系〕の表現では、音声資料と文字資料とでトの使用頻度に大きな差が認められなかった点に関わって、条件句が否定表現と呼応する場合など、〔判断系〕の表現の方にトがタラの浸食を受けにくい領域が広く分布していることによるのではないかとの見通しを示した。大阪語におけるタラの拡大にあって、トの衰退に歯止めをかけたものについてという観点から、今後、更なる検討が可能なところである。

以上のように、落語における音声の録音資料と、速記本という文字資料とが、言語の質において、相当程度隔たりを持つものであることが明らかになった。その隔たりは、大略して言えば、音声資料に比べて文字資料では古態を反映する指向、及び規範を意識する傾向が強いことによって生じているとみることができよう。

両資料の比較を通して追究していたのは、筆記という言語活動において求められる、あるいは結果として帶びざるえない、「普遍的なるもの（＝規範性・標準語性）」の具体的な内容であったと言い換えることもできる。この特徴を持つ速記本と、そういう制約がかかりにくい録音資料との比較により、国語史上の歴史を凝縮した形で見出すことができるかもしれないということを具体的に見た。同時に、どちらか一方の資料の觀察だけでは位置づけが難しい側面、例えばトの各用法に対する把握意識などを検討する道も拓かれることを見てきた。普遍的な部分と個別的な部分とのより分けが、質的な距離の近い資料を比較に用いるために効率的にその精度を上げることができるともいえる。限られた範囲のものとはいえ、音声資料と文字資料とを併用することによる、多面的な言語研究の方途を、幾分かでも示し得たのではないかと考える。

なお、本研究は五代目笑福亭松鶴という一落語家について、仮定表現のみに注目した、演目もわずか三種類に限ったささやかな検討報告に過ぎない。更に広範囲の調査をもってここで得た見通しを検証する必要があるとともに、落語資料の特異性という面について目配りした検討も行わねばならない。以上を課題として終りとする。

## 注

- (1) 録音資料の初期の事情については、清水（1988, 1996）；金沢（2000）などにおいて、言語史資料としての価値についても言及しながら詳しく整理されている。
- (2) 第229回近代語研究会（2005年11月11日）における加藤正信氏による講演「戦前・戦後における地方の言語問題」において、地方言語は戦前・戦後を通じて根本的な変化を遂げることはなく、その本格的な近代化は昭和中期以降（昭和50年代とさえいえる）と捉えるべきである旨のお話があった。本稿で対象とする昭和10年代は、かなりの純度を保った関西言語を観察できると考える。
- (3) 金沢（1993）は、雑誌『上方はなし』を用いて、同資料を「明治期大阪語が反映するもの」とする立場から、原因理由表現について観察を行っている。本稿は、氏の捉え方について、別角度からその正当性の実証を行うとともに補足を行うものもある。
- (4) 同様の観点から、東京語落語を対象として清水（1984）が落語の速記資料とレコード資料の比較研究を行い、両者の具体的な相違点を挙げ、速記資料が口演をそのまま“直写”するものではないことを明らかにしている。なお、清水（1984）は全般的な言語状況を明らかにするところに力点があり、両資料の共通点と相違点が言語記述に何をもたらすのかについての検討が残されている。
- (5) 矢島（2006）において、近代大阪語を主たる対象として、仮定表現におけるナラからタラへの交代の様子について観察、考察を試みている。参照されたい。
- (6) 以下、論中にて調査資料から例を引用する際には、録音を文字化した資料については、読みやすさを考えて適宜漢字や平仮名を当てる。各例には話者名や傍白の区別も記す。なお、所在は演目名の他、速記本に限っては（頁（上・下の別）行）の順で詳細を示す。
- (7) これは、録音資料の方でストーリーや場面描写が欠けることがあるということであって、ある表現をなすに当って、用いることばが減って簡潔になるということではない。
- (8) 筆記には松鶴の他に、四代目桂米團治、一部は六代目松鶴も関与したとされる。このあたりの事情については、三田（1972）、金沢（1993）、戸田（1997）などに指摘がある。
- (9) 本稿ではナラ・タラ・ト・バを接続助詞と称しているが、接続助詞に非活用型条件句で受ける断定+（ト／タラ）を合せたものを指す場合には接続助辞と称する。
- (10) 山崎（1963：268）参照。
- (11) 本稿で活用型条件句とする例で、ナラが使用される形式例について、小林（1996）は「室町時代以降、完了性仮定の表現形式「タラバ」が発達するとともに、完了性仮定としての用法を失いだし、本来の非完了性の表現形式として現代に至っているものと言える」(p126) としている。そのことと、ここで見る「て」を受け

る非活用型条件句で観察される実態とは、現象としては重なるものと見ることができる。

- (12) 田野村（1990）に示される「知識表明文」の選別に通じるものである。  
 (13) 〔知識系〕にてトが多用されるという用法上の特徴は、傍白部に多く用いられるという形になって明瞭に表れる。ここで傍白とするのは、落語の枕に当たる前口上部分、あるいは噺の中でも情景や状況説明で噺家による独白箇所など、噺家という話者が観客という聞き手に対して一方的に語りかける部分である。

ここに、活用型条件句の例に限定して、傍白部とそれ以外の通常の会話部分とに分けて、各接続助詞の使用状況を示してみる。

資料	位相	タラ	ト	ナラ	バ	(他)	総計
音声資料	会話	73	18	2	17	4	114
	傍白		6				6
文字資料	会話	95	32		15	3	145
	傍白		13	1	2		16

傍白部の活用型条件句の特徴として、トに使用が集中することの他に、タラが使用されないこと、どちらかというと文字資料で傍白の占める割合が高いことがあげられる。

傍白という説明表現は、いわば噺家が物語世界に対して「全知のもの」として語るものである。従って傍白のト19例のうち17例と大半が、次のような〔知識系〕で用いられる。

・（傍白）立つと水は腰ざりしかござりまへん（速記本・船弁慶・666・下20）

例外的存在である〔判断系〕（2例）の場合でも、噺家にとってはあたかも既有的知識であるかのような立場から語られる。

・（傍白）こないにいうてますと、天王寺さんの中にはたった二人しか歩いていんようだが、なかなかそうやおまへんで。（録音資料・天王寺詣り）

特定のこの状況下での噺家の判断を述べているようでありながらも、傍白であるがゆえに、客観的な観察者としての立ち位置からの解説と見るべきであり、個別事態を離れた世界が描かれる。この特殊性が、〔判断系〕であってもトを用いややすくしていたのであろう。

- (14) なお、確かにトの〔判断系〕の例には否定表現を受ける例が多く存在する事実はあるが、同種の表現が「買うてこな行かれへん」（録音資料・くしゃみ講釈）のように打消助動詞・仮定形にバが（融合して）続く表現にも7例、「貧乏せんならん」（速記本・船弁慶・664・上5）のように接続助詞類を介さずに当為表現をなす表現にも3例ある（表5中の「中」に該当する全例）。このことからすると、否定表現を受ける形式にはトを使用する積極的な事情があったとみるよりも、この表現ではタラが用いられない事情があつて、その結果としてトやそれ以外の

表現方法が用いられる現状があったともいえる。このあたりをどのように考えるべきかについては、さらに詳しい調査を踏まえた上で検討する必要がある。

### 参考文献

- 金沢裕之 (1993) 「明治期大阪語の順接確定表現〈補遺〉－五代目笑福亭松鶴の場合－」『岡山大学文学部紀要』20
- 金沢裕之 (1998) 『近代大阪語変遷の研究』(和泉書院)
- 金沢裕之 (2000) 「録音資料の歴史とその可能性」『日本語学』19-11
- 小林賢次 (1996) 『日本語条件表現史の研究』ひつじ書房
- 清水康行 (1982) 「今世紀初頭東京語資料としての落語最初のレコード」『言語生活』372号
- 清水康行 (1984) 「東京落語資料の問題点若干」『国文学解釈と鑑賞』49-1
- 清水康行 (1988) 「東京語の録音資料—落語・演説レコードを中心として—」『国語と国文学』65-11
- 清水康行 (1996) 「録音資料の歴史」『日本語学』15-5
- 鈴木義和 (1986) 「接続助詞「と」の用法と意味」『国文論叢』13
- 鈴木義和 (1994) 「条件表現各論－バ／ト／タラ／ナラー」『日本語学』13-9
- 田島優 (1998) 『近代漢字表記語の研究』和泉書院
- 田中寛 (1994) 「条件表現と基本文型」『日本語学』13-9
- 田中寛 (2004) 『日本語複文表現の研究—接続と叙述の構造—』白帝社
- 田野村忠温 (1990) 「文における判断をめぐって」『アジアの諸言語と一般言語学』三省堂
- 戸田学 (1997) 「上方落語—全国共通語としての変貌考」『国文学解釈と教材の研究』42-7
- 益岡隆志 (1993) 「日本語の条件表現について」『日本語の条件表現』くろしお出版
- 三田純一編 (1972) 「別冊『上方はなし』解説」三一書房
- 矢島正浩 (2004 a) 「条件表現における未然形+バの衰退—近世期上方資料の使用状況から—」『国語国文学報』62
- 矢島正浩 (2004 b) 「条件表現の変化を促したもの—已然形+バの位置づけに着目して—」『国語学研究』43
- 矢島正浩 (2005) 「条件表現の史的研究における「恒常性」—検証方法に関する一試案—」『日本近代語研究』4 (ひつじ書房)
- 矢島正浩 (2006) 「近代関西語の順接仮定表現—ナラからタラへの交代をめぐって—」『日本語科学』19
- 山崎久之 (1963) 『国語待遇表現体系の研究』武藏野書院

(やじま まさひろ)